

介護給付費等支給決定事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第22条に規定された支給要否決定等（以下「支給決定」という。）に係る事務の取扱等について定めることを目的とする。

(サービス利用申請)

第2条 川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「施行細則」という。）第3条、第13条の2第1項及び第14条の2第2項の規定により介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例特定障害者特別給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者（以下「申請者」という）は、「介護給付費等支給決定等申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（第1号様式）」をその居住地を所管する区長に提出するものとする。

(障害支援区分の認定)

第3条 区長は、介護給付費等の申請に対し、必要に応じて川崎市障害支援区分認定審査会運営要綱（平成17年川健障福第745号）により障害支援区分の認定を行うものとする。

(障害支援区分認定結果通知)

第4条 区長は、前条の規定により障害支援区分の認定を行った場合は、その認定結果を「障害支援区分認定結果通知書（第1号の2様式）」により、申請者に通知しなければならない。

(支給決定)

第5条 区長は、申請者のサービス利用意向及び認定された障害支援区分等に基づき指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案等（以下「利用計画案」という。）の支給案と、市の規定する支給基準（以下「支給基準」という。）とを比較し、次により支給決定するものとする。

- (1) 利用計画案による支給案が支給基準の1.5倍以内である場合は、利用計画案に基づいて支給決定を行う。
- (2) 利用計画案による支給案が支給基準の1.5倍を超過する場合は、川崎市サービス調整会議実施要綱（18川健障計第288号。以下「実施要綱」という。）に規定するサービス調整会議（以下「サービス調整会議」という。）の審査等を経て、さらに区合議体に意見を求めた上で支給決定を行うものとする。
- (3) 利用計画案による支給案が支給基準の2倍を超える場合は、前号の規定を経て、さらに市合議体の意見を求めた上で支給決定を行うものとする。

(支給決定の通知等)

第6条 区長は、施行細則第4条、第13条の2第2項及び第14条の2第2項の規定により、申請者に通知しなければならない。

2 区長は、支給決定した場合は、申請者に前項に規定する通知と併せて、施行規則第5条に規定する受給者証等を交付するものとする。

3 指定特定相談支援事業者等は、申請者が支給決定を受けた後に、サービス等利用計画を作成するものとする。

(サービス調整会議)

第7条 区は、実施要綱に基づき、サービス調整会議を実施するものとする。

(サービスの利用)

第8条 支給決定を受けた申請者(以下「支給決定障害者等」という。)は、区長の決定した支給量(以下「決定量」という。)及びサービス等利用計画に基づいて、サービス提供事業者と利用契約を締結し、サービスを利用するものとする。

(支給決定の変更)

第9条 支給決定障害者は、次の各号に該当するときは、施行細則第6条の規定により、「介護給付費等支給決定等変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書(第5号様式)」をその居住地を所管する区長に提出するものとする。

(1) 決定量を増加又は減少させたい場合

(2) 決定量の範囲内で特別の事情によりサービス等利用計画の変更が必要となった場合

2 前項の申請に基づく事務の取扱等は、第3条から第5条、第6条第2項及び第6条第3項を準用する。

3 区長は、施行細則第7条の規定により、第1項の申請を行った支給決定障害者等に通知しなければならない。

(サービス提供事業者の責務)

第10条 サービス提供事業者は、サービス等利用計画に基づきサービスを提供しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定める他、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。